

# 社会福祉法人南牧村社会福祉協議会

## 理事・評議員及び監事の報酬に関する規定

第1条 この規定は社会福祉法人南牧村社会福祉協議会の理事、評議員及び監事(以下「理事等」という。)に給する報酬について定めるものとする。

第2条 理事等について、次のとおり報酬を給する。

- 1 理事 年額 5,000円
- 2 評議員 各年度の総額が21,000円を超えない範囲(上限3,000円)
- 3 監事 年額 5,000円